

議案第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年(2022年) 月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(宝塚市職員定数条例の一部改正)

第1条 宝塚市職員定数条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項」に、「短時間勤務の職を占める地方公務員」及び「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第2条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(宝塚市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第20号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条—第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定に関わらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その」を「当該」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権

者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)第13条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職
- (2) 前号に掲げる職のほか、これらに相当する職として任命権者が定める職

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、宝塚市立病院等において医療業務に従事する医師及び歯科医師(附則第4項及び第5項において「医師等」という。)の職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督

職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日か

ら起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の

規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

4 医師等については、前項の規定は適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び医師等を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項」に、「短時間勤務の職を占める職員」及び「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 宝塚市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「勤務している職員」の次に「、同条例第9条の規定により同条第1項に規

定する異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員」を加える。

第12条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条の表中「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（宝塚市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 宝塚市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

（宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項を次のように改める。

4 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第8号。以下「勤務条件条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条の2を削る。

第12条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第2項中「職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第8号。以下「勤務条件条例」という。）」を「勤務条件条例」に改め、同条第3項

中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第4項、第20条第3項及び第22条の3中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第38項中「退職し、かつ、退職した日の翌日に再度の採用(月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員としての採用に限る。)がなされない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 60歳に達した日以後の最初の3月31日に退職した場合
- (2) 退職し、かつ、退職した日の翌日に再度の採用(月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員としての採用に限る。)がなされない場合
(前号の規定に該当して支給したことがある場合を除く。)

附則に次の8項を加える。

40 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第42項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額(給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

41 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 宝塚市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第20号)第6条第2項に規定する職を占める職員
- (3) 宝塚市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員
- (4) 宝塚市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

- 4 2 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第44項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第40項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第40項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 3 前項の規定による給料の額と当該給料を受ける職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 4 4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第40項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第42項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 4 5 附則第42項（附則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第40項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 4 6 附則第42項又は前2項の規定による給料を支給する職員に対する第19条第6項（第20条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第42項（附則第43項の

規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第44項又は第45項の規定による給料の額との合計額」とする。

47 附則第40項から前項までに定めるもののほか、附則第40項の規定による給料月額、附則第42項の規定による給料その他附則第40項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第5備考2中「を超える」を「以上の」に、「156,600円」を「他の職員との均衡を考慮し任命権者が定める額」に改め、同備考ただし書を削る。

(宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第8条 宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（第13条の2において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第13条の2中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（第18条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第18条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の

6 第 1 項若しくは第 2 項規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(宝塚市職員の再任用に関する条例の廃止)

第 1 1 条 宝塚市職員の再任用に関する条例（平成 1 3 年条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第 1 2 条の規定は、公布の日から施行する。

(定義)

第 2 条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暫定再任用短時間勤務職員 附則第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員をいう。
- (2) 新条例 第 3 条による改正後の宝塚市職員の定年等に関する条例をいう。
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員 新条例第 1 2 条の規定により採用された職員をいう。
- (4) 令和 3 年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。）をいう。
- (5) 新地方公務員法 令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）をいう。
- (6) 暫定再任用職員 附則第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により採用された職員をいう。

(宝塚市職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

第 3 条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 1 条による改正後の宝塚市職員定数条例の規定を適用する。

(宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第 2 条による改正後の宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定を適用する。

(宝塚市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 5 条 任命権者は、施行日前に第 3 条による改正前の宝塚市職員の定年等に関する条例

(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

第6条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基

づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又

はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第7条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第11条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第9条 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条及び第7条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第6条及び第7条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条による改正後の職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定を適用する。

（宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条による改正後の宝塚市職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

（宝塚市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、第6条による改正後の宝塚市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する新地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用される職員とみなす。

（宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の改正に係る経過措置）

第16条 第7条による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「新一般職給与条例」という。）附則第40項から第47項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第17条 暫定再任用職員の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新一般職給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新一般職給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与条例第19条第4項、第20条第3項及び第22条の3の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新一般職給与条例第12条第3項及び第15条第3項の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。

（宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に係る経過措置）

第18条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条による改正後の宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定を適用する。

（宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正に係る経過措置）

第19条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条による改正後の宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

(宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正に係る経過措置)

第20条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条による改正後の宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。

宝塚市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
宝塚市職員定数条例(昭和29年条例第6号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校、園その他の教育機関、消防本部、上下水道事業及び病院事業の事務部局に属する常時勤務する一般職に属する地方公務員(臨時的に雇用される者を除く。以下「常時勤務職員」という。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める地方公務員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」)という。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、常時勤務職員数と<u>再任用短時間勤務職員</u>数の合計とし、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>数は、<u>再任用短時間勤務職員</u>の1週間当たりの正規の勤務時間を各号ごとに合計した数を常時勤務職員の1週間当たりの正規の勤務時間数で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会、教育委員会の所管に属する学校、園その他の教育機関、消防本部、上下水道事業及び病院事業の事務部局に属する常時勤務する一般職に属する地方公務員(臨時的に雇用される者を除く。以下「常時勤務職員」という。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」)という。)をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、常時勤務職員数と<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>数の合計とし、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>数は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の1週間当たりの正規の勤務時間を各号ごとに合計した数を常時勤務職員の1週間当たりの正規の勤務時間数で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

宝塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第9号)新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p>

宝塚市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第20号)新旧対照表 (第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3 _____ の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、宝塚市立病院等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に _____ 係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該 _____ 職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。 _____</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 定年制度(第2条-第5条)</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</p> <p>第5章 雑則(第13条)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢65年とする。 _____</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある _____ と認めるときは、同条の規定に関わらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない</p>

する職として任命権者が定める職

- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる職のうち、宝塚市立病院等において医療業務に従事する医師及び歯科医師(附則第4項及び第5項において「医師等」という。)の職は、同項の条例で定める職から除くものとする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第2項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする

ること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることが

できない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、

あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制 (定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則 (雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

4 医師等については、前項の規定は適用しない。

附 則

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び医師等を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号)新旧対照表 (第4条による改正関係)

現行	改正案
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第28条の5第1項に規定する<u>短時間勤務の職を占める職員</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u> _____」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 任命権者は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、前2項の勤務時間により難しいものと認めるときは、1週間当たり38時間45分(<u>再任用短時間勤務職員</u> _____にあっては、前項の規定に基づき定める時間)を超えない範囲内で前2項の勤務時間を変更することができる。</p> <p>4 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u> _____については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設けることができる。</p> <p>5 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u> _____については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第8条 職員には、1年を通じて21日以内の年次休暇を与える。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u> _____については、勤務時間等を考慮して21日を超えない範囲で規則で定める日数とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第22条の4第3項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3 任命権者は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、前2項の勤務時間により難しいものと認めるときは、1週間当たり38時間45分(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあっては、前項の規定に基づき定める時間)を超えない範囲内で前2項の勤務時間を変更することができる。</p> <p>4 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務を要しない日を設けることができる。</p> <p>5 任命権者は、規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第8条 職員には、1年を通じて21日以内の年次休暇を与える。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、勤務時間等を考慮して21日を超えない範囲で規則で定める日数とする。</p> <p>2 (略)</p>

宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)新旧対照表 (第5条による改正関係)

現行	改正案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、宝塚市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第20号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員_</p> <hr/> <hr/> <p>_____及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員についての勤務条件条例の特例)</p> <p>第12条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務条件条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務条件条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第13条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>(育児短時間勤務職員についての宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第14条 育児短時間勤務をしている職員についての宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号。以下この条において「特殊勤務手当条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記3 参照】</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、宝塚市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第20号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員、<u>同条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条各項の規定により延長された期間を含む。)</u>が延長された管理監督職を占める職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)とする。</p> <p>(育児短時間勤務職員についての勤務条件条例の特例)</p> <p>第12条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務条件条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務条件条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(育児短時間勤務職員についての給与条例の特例)</p> <p>第13条 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>(育児短時間勤務職員についての宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第14条 育児短時間勤務をしている職員についての宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号。以下この条において「特殊勤務手当条例」という。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>【別記3 参照】</p>

【別記1】

(現行)

第2条第4項ただし書	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
及び第5項ただし書		
並びに第8条第1項		

(改正案)

第2条第4項ただし書	定年前提任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
及び第5項ただし書	員	
並びに第8条第1項		

【別記2】

(現行)

第12条第3項	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)

(改正案)

第12条第3項	定年前提任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)

【別記3】

(現行)

第5条第3項	地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員
--------	-----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

(改正案)

第5条第3項	地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員
--------	-----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

宝塚市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成14年条例第11号)新旧対照表(第6条による改正関係)

現行	改正案
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。</u>)</p> <p>(2) <u>非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用される職員を除く。)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第22条の4第1項</u> _____ <u>の規定により採用される職員を除く。</u>)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表 (第7条による改正関係)

現行	改正案
<p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)</u>の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>第3条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、<u>前条第4項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、自動車等の種類及びその使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、別表第4に定める額(<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項及び第4項の規定にかかわらず、<u>職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号。以下「勤務条件条例」という。)</u>第2条第7項の規定により勤務を要しない日に勤務した場合において、その勤務時間に対して代休を取得したときは、代休の取</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和29年条例第8号。以下「勤務条件条例」という。)</u>第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、自動車等の種類及びその使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、別表第4に定める額(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)とする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項及び第4項の規定にかかわらず、<u>勤務条件条例</u></p> <hr/> <p><u>第2条第7項の規定により勤務を要しない日に勤務した場合において、その勤務時間に対して代休を取得したときは、代休の取</u></p>

得に係る勤務時間1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の60までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 再任用短時間勤務職員 が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4～6 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2・3 (略)

- 4 再任用職員 に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

5～7 (略)

(勤勉手当)

第20条 (略)

2 (略)

- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前2項の職員のうち再任用職員 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前2項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員 の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

4・5 (略)

(扶養手当等に関する規定の適用除外)

第22条の3 第11条及び第11条の3の規定は、再

得に係る勤務時間1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の60までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 定年前提任用短時間勤務職員 が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

4～6 (略)

(期末手当)

第19条 (略)

2・3 (略)

- 4 定年前提任用短時間勤務職員 に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

5～7 (略)

(勤勉手当)

第20条 (略)

2 (略)

- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前2項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前2項の職員のうち定年前提任用短時間勤務職員 当該定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

4・5 (略)

(扶養手当等に関する規定の適用除外)

第22条の3 第11条及び第11条の3の規定は、定

任用職員 _____ には適用しない。

附 則

- 38 月額で報酬を定める会計年度任用職員で、規則で定めるものが退職し、かつ、退職した日の翌日に再度の採用(月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員としての採用に限る。)がなされない場合には、規則で定める額を30日以内に支給する。

年后再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

- 38 月額で報酬を定める会計年度任用職員で、規則で定めるものが次の各号のいずれかに該当する

_____ 場合には、規則で定める額を30日以内に支給する。

(1) 60歳に達した日以後の最初の3月31日に退職した場合

(2) 退職し、かつ、退職した日の翌日に再度の採用(月額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員としての採用に限る。)がなされない場合(前号の規定に該当して支給したことがある場合を除く。)

- 40 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第42項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額(給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- 41 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 宝塚市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第20号)第6条第2項に規定する職を占める職員

(3) 宝塚市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員

(4) 宝塚市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されてい

た職員を除く。)

42 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第44項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第40項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第40項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

43 前項の規定による給料の額と当該給料を受ける職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

44 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第40項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第42項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

45 附則第42項(附則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第40項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の

受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

46 附則第42項又は前2項の規定による給料を支給する職員に対する第19条第6項(第20条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第42項(附則第43項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第44項又は第45項の規定による給料の額との合計額」とする。

47 附則第40項から前項までに定めるもののほか、附則第40項の規定による給料月額、附則第42項の規定による給料その他附則第40項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(その1)

(単位 円)

【別記1 参照】

備考 (略)

消防職給料表

(その2)

(単位 円)

【別記2 参照】

備考 (略)

医療職給料表(一)

(その3)

(単位 円)

【別記3 参照】

備考 (略)

医療職給料表(二)

(その4)

(単位 円)

【別記4 参照】

備考 (略)

別表第5(第26条関係)

月額報酬表

表 (略)

備考

1 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(その1)

(単位 円)

【別記1 参照】

備考 (略)

消防職給料表

(その2)

(単位 円)

【別記2 参照】

備考 (略)

医療職給料表(一)

(その3)

(単位 円)

【別記3 参照】

備考 (略)

医療職給料表(二)

(その4)

(単位 円)

【別記4 参照】

備考 (略)

別表第5(第26条関係)

月額報酬表

表 (略)

備考

1 (略)

2 採用時における年齢が60歳を超える者の報酬月額は、この表によることなく156,600円
_____とする。ただし、備考1により報酬月額を定める職種については、別に任命権者が定める額とする。

2 採用時における年齢が60歳以上の__者の報酬月額は、この表によることなく他の職員との均衡を考慮し任命権者が定める額とする。_____

【別記2】

(現行)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給						
再任用 職員							
以外 の職員							
再任用 職員		187,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(改正案)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		187,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

【別記3】

(現行)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給				
再任用職員					
以外の職員					
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

(改正案)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給				
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員					
定年前再任用短時間勤務職員		296,200	338,600	393,000	466,000

【別記4】

(現行)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給						
再任用 職員							
以外 の職員							
再任用 職員		235,100	272,800	289,100	326,200	346,100	370,600

(改正案)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		235,100	272,800	289,100	326,200	346,100	370,600

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年条例第16号)新旧対照表 (第8条による改正関係)

現行	改正案
<p>(手当の減額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第25条に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項第1号中「8日以上」とあるのは「その月の現日数から勤務を要しない日の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他の市長の定める職員にあっては、市長の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に8を常勤職員の要勤務日数を考慮して市長の定める日数(以下この項において「市長の定める数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)以上」とし、同項第2号中「13日以上」とあるのは「要勤務日数に13を市長の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以上」とし、「18日以上」とあるのは「要勤務日数に18を市長の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以上」とする。</p>	<p>(手当の減額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第25条に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項第1号中「8日以上」とあるのは「その月の現日数から勤務を要しない日の日数(その月の中途において新たに採用された職員その他の市長の定める職員にあっては、市長の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に8を常勤職員の要勤務日数を考慮して市長の定める日数(以下この項において「市長の定める数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)以上」とし、同項第2号中「13日以上」とあるのは「要勤務日数に13を市長の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以上」とし、「18日以上」とあるのは「要勤務日数に18を市長の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以上」とする。</p>

宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第48号)
 新旧対照表(第9条による改正関係)

現行	改正案
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 _____(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第13条の2 第5条、第5条の3及び第6条の2の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(第13条の2において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第13条の2 第5条、第5条の3及び第6条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員 _____ _____には適用しない。</p>

宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第22号)新旧対照表(第10条による改正関係)

現行	改正案
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する臨時の特別職を除く。)及び同法第28条の5第1項に規定する<u>短時間勤務の職を占める職員</u> _____(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第18条 第5条、第7条及び第9条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する臨時の特別職を除く。)及び同法第22条の4第3項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>(第18条において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(扶養手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第18条 第5条、第7条及び第9条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> _____には適用しない。</p>

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正概要

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により、国家公務員に準じて地方公務員の定年年齢が現行の60歳から65歳まで段階的に引き上げられることを踏まえ、職員の定年に達する年齢、管理監督職員の処遇等の人事制度及び給与制度等の勤務条件について、条例に規定する必要があることから、関係する各条例について所要の改正を行う。

2 主な改正内容

※以下、この条例（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）を「一括改正条例」と、改正後の宝塚市職員の定年等に関する条例を「新定年条例」と、改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例を「新給与条例」という。

（1）宝塚市職員の定年等に関する条例

ア 定年年齢の引き上げ（新定年条例第3条）

令和5年度から定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度からは65歳を定年年齢とする（詳細は別紙1のとおり）。

イ 管理監督職勤務上限年齢（新定年条例第6条から第8条）

組織の新陳代謝の確保及び組織活力の維持のため、管理職手当の支給対象である副課長級以上の職について、管理監督職勤務上限年齢制度（以下「役職定年制度」という。）を導入し、60歳を上限年齢とする。60歳に達した管理監督職員は、60歳に達した日から次年度の4月1日までの間に降任を行う。ただし、医師及び歯科医師については現行の定年年齢が65歳であり、65歳まで管理監督職として任用していることを踏まえて役職定年制度の対象外とする。

なお、降任の際は、原則として非管理監督職の最上位（係長級）に格付ける。

ウ 役職定年制度の特例（新定年条例第9条及び第10条）

（ア）60歳に達した管理監督職員であっても、次に該当する場合は、引き続き当該管理職員として1年を超えない範囲で特例として任用できる。なお、本特例任用は最

大2回まで延長することができるため、最長3年間任用できる。

- a 当該職が高度の知識や経験を要し、職員を降任させることによる欠員を容易に補充できないとき
- b 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があり、職員を降任させることによる欠員を容易に補充できないとき
- c 担当職員の交替が業務遂行上重大な障害となる事情があり、公務の運営に著しい支障が生じるとき

(イ) 60歳に達した管理監督職員であっても、特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職をいう。）の職にある場合で、当該特定管理監督職群の適性を有する職員が不足する等の事情があるときは、1年を超えない範囲で特例として任用できる。なお、本特例任用は延長することができ、最長5年間行える。

⇒60歳以降であっても、アに該当する場合は最大3年間管理監督職として任用することができ、イに該当する場合は最大5年間（定年退職まで）任用することができる。特例任用の場合はあらかじめ職員の同意が必要となる。

エ 定年前再任用短時間勤務制度（新定年条例第12条）

定年引上げにより、65歳まで正規職員としてフルタイムで勤務することを原則とするが、職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以降に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務（週31時間勤務相当）の職で再任用することができる。

新たな任用であるため、人事評価及び勤務実績等による能力の実証を要する。

任期は、正規職員の定年退職日に当たる日までとし、勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用制度と同様とする。

オ 暫定再任用制度（一括改正条例附則第6条及び第7条）

令和5年4月1日時点で再任用職員である職員及び、移行期間中に64歳以下で定年となった職員は、本人の希望により現行の再任用職員と同様の勤務条件で「暫定再任用職員」として任用することができる。

暫定再任用職員はフルタイムと短時間（週31時間勤務相当）を選択できる。

新たな任用であるため、人事評価及び勤務実績等による能力の実証を要する。

任期は1年間を超えない範囲で、65歳となる年度の年度末まで延長することができる。

カ 情報提供及び勤務の意思の確認（新定年条例附則第5項）

定年引き上げに関する勤務条件等について、職員が59歳となる年度に情報提供を行い（当該年齢の職員向けに説明会を実施する予定）、60歳以降の勤務の意思を確認する。

定年前再任用と暫定再任用（現行の再任用）の相違点としては、勤務時間と任期の2点となる。

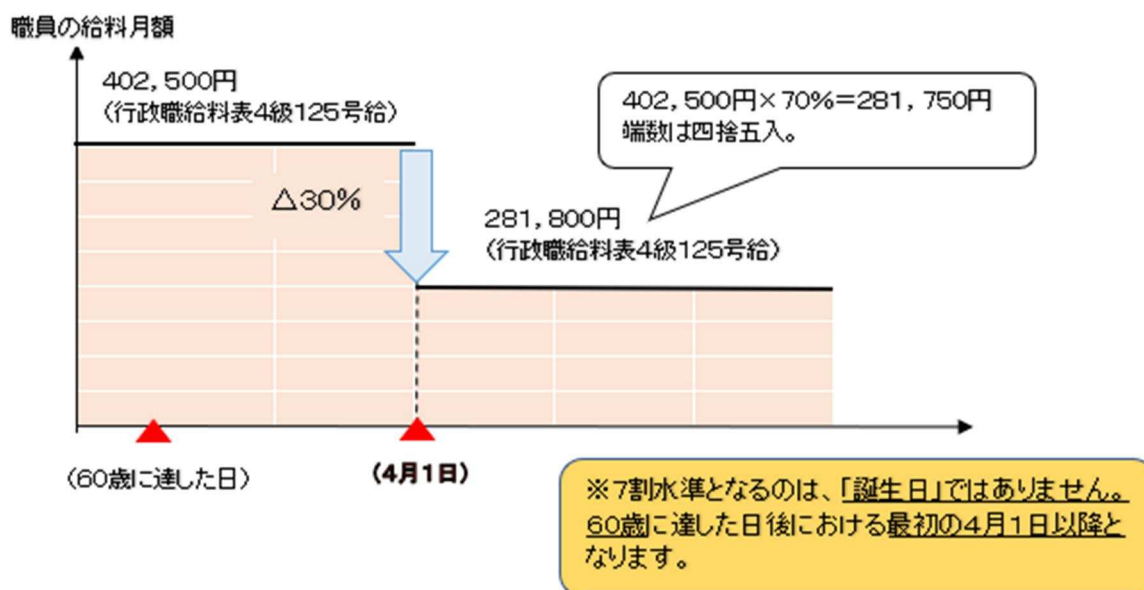
暫定再任用はフルタイム勤務と短時間勤務を選択できるが、定年前再任用は短時間勤務（週31時間勤務相当）のみとなる。

暫定再任用は1年更新であるが、定年前再任用は定年退職相当日の年度末までの任期となる。

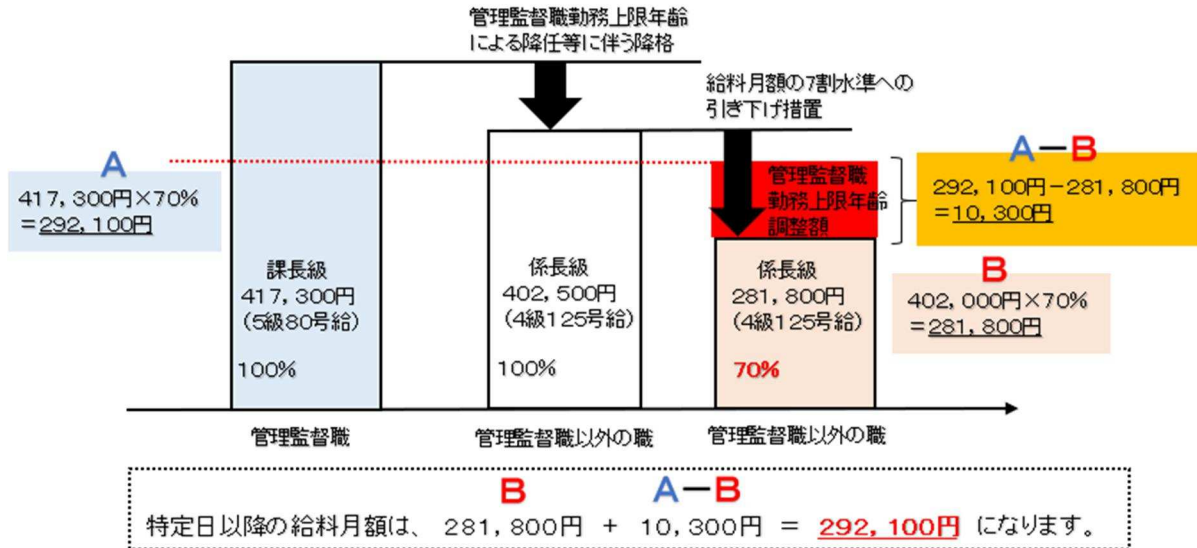
(2) 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例

ア 60歳に達した職員の給与等について（新給与条例附則第40項から45項）

(ア) 当分の間、職員が60歳に達した年度の翌年度以降の給料月額は、原則として当該職員の給料表の格付に応じた額の7割（100円未満の端数については50円以上を切り上げ、50円未満を切り捨てる。）の額とする。



(イ) 役職定年制度により降任する管理監督職員については、降任後の格付に応じた額の7割の額が、降任の前日の格付に応じた額の7割の額に達しない場合は、差額分を「管理監督職員上限年齢調整額」として支給する。



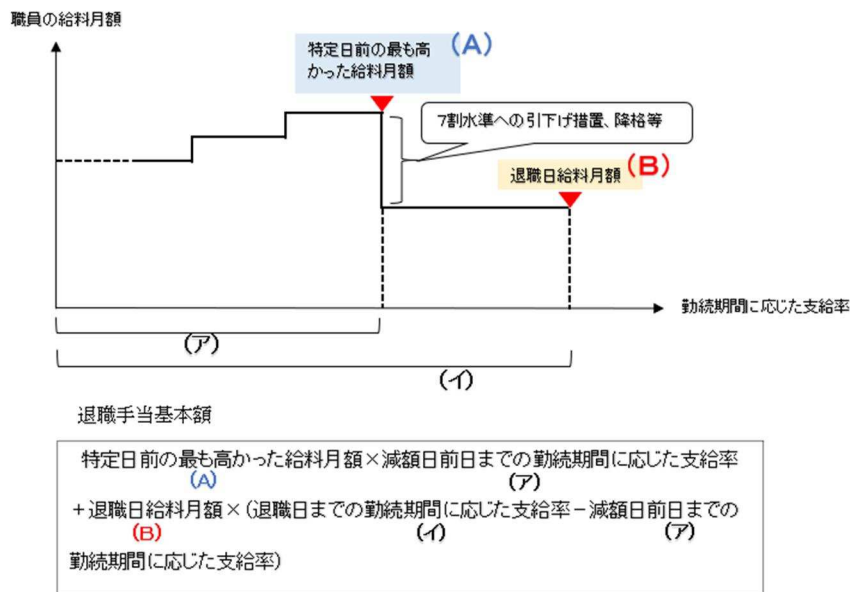
(ウ) 地域手当、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等は60歳以前の常勤職員と同様に支給する。期末勤勉手当の基礎額は、上記イの管理監督職員上限年齢調整額を含む。

(エ) 新定年条例第9条第1項及び第2項の規定（本資料2（1）③ア）に該当して特例任用する職員については、給料の7割措置は適用しない。

なお、新定年条例第9条第3項及び第4項の規定（本資料2（1）③イ）に該当して特例任用する職員については、給料の7割措置を適用する。

イ 退職手当について（条例外）

国家公務員の取扱いに準じて、本市が加入している兵庫県市町村職員退職手当組合において対応する。現時点では以下のとおり想定している。



なお、退職手当の支給は定年退職のときとなるが、定年前再任用短時間勤務職員を選任した場合は、定年前再任用短時間勤務職員として任用を開始するときに支給する。

また、当分の間、60歳に達した日以後に自己都合で退職する場合は、定年年齢に達していない場合であっても定年退職における支給率を適用する。

ウ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給与

(ア) 給料月額は、現行の再任用職員の給料月額と同額とする。(新給与条例別表第1及び一括改正条例附則第17条)

(イ) 各種手当の支給は現行の再任用職員と同じとし、扶養手当及び住居手当は支給しない。期末手当及び勤勉手当の支給月数も現行の再任用職員と同じとする。(新給与条例第19条第4項、第20条第3項及び第22条の3)

エ 月額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬

月額で報酬を定める会計年度任用職員については、常勤職員の取扱いと同様に、60歳に達した年度の翌年度以降の報酬を、常勤職員の定年年齢に達する年度までは当該職員の報酬表の格付に応じた額の7割(100円未満の端数については50円以上を切り上げ、50円未満を切り捨てる。)の額とし、定年年齢に達した年度の翌年度以降は現行の60歳を超えた職員に適用している報酬月額とする。

3 施行日

令和5年4月1日(職員への情報提供及び勤務の意思の確認制度に関する規定は公布の日)

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) ※定年退職無し	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度) ※定年退職無し	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度) ※定年退職無し	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度) ※定年退職無し	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度) ※定年退職無し	令和14年度 (2032年度) ※制度完成
定年年齢 生年月日	60歳	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
昭和37年度 (1962年度) S37.4.2~S38.4.1	60歳 定年	61歳		62歳		63歳		64歳		65歳 再任用満了	
昭和38年度 (1963年度) S38.4.2~S39.4.1	59歳	60歳	61歳 定年	62歳		63歳		64歳		65歳 再任用満了	
昭和39年度 (1964年度) S39.4.2~S40.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年	63歳		64歳		65歳 再任用満了	
昭和40年度 (1965年度) S40.4.2~S41.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年	64歳		65歳 再任用満了	
昭和41年度 (1966年度) S41.4.2~S42.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年	65歳 再任用満了	
昭和42年度 (1967年度) S42.4.2~S43.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年